

受付番号：2017-1-152

課題名：死後 CT 画像における薬物中毒死の診断能に関する研究

1. 研究の対象

2009年4月～2017年3月に東北大学オートプシー・イメージングセンターで法医解剖前CTを撮影した症例

2. 研究目的・方法

救急救命の現場において、緊急CTにより消化管内にX線高吸収物が確認され、薬物中毒が疑われる事例がいくつか報告されている。このように、その画像診断の有用性が報告されているにもかかわらず、死後CTによる薬物中毒の診断能に関するものは未だ報告がない。加えて、異状死体に対する剖検率が低い我が国では、法医解剖を補完する手段としての死後画像検査は、様々な死因に対する有効な検査手法として広げていく必要があると考えられる。そこで、これまでに撮影した法医解剖前CT画像上の消化管所見と、剖検・薬物分析により薬物中毒死と診断された事例を後ろ向きに比較して解析し、今後の死後CTによる薬物中毒死に特異的な所見と、客観的な根拠を探る。研究期間は2015年10月から2019年3月までである。

3. 研究に用いる試料・情報の種類

試料：CT画像データ

4. 外部への試料・情報の提供

該当なし

5. 研究組織

該当なし

6. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としますので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

980-8575

仙台市青葉区星陵町2-1

東北大学大学院 医学系研究科 画像解析学分野

臼井 章仁（研究責任者）

022-717-8683

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「6. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)＞

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ① 研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 法令に違反することとなる場合